

岩手県告示第200号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（令和5年岩手県告示第548号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和6年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 一関市及び陸前高田市
- 2 実施した期間 令和5年8月14日から令和6年2月28日まで
- 3 実施した基本測量の種類 水準測量